

第2節 | 生命保険の概略

頻出度
A

① 生命保険の仕組み

重要 チェック

(1) 生命保険の機能

① 保険と預貯金

図表 2-1-1

生命保険は、死亡、疾病、負傷など人に関するリスクを金銭で備える「保障機能」を有しており、預貯金にはない特色を持っています。

② 保障機能と貯蓄機能

図表 2-1-2

生命保険には、「保障機能」重視の保険、「貯蓄機能」重視の保険および「保障機能」と「貯蓄機能」を兼ね備えている保険があります。

(2) 生命保険料の仕組み

暗記

生命保険料は、「**大数の法則**」と「**収支相等の原則**」に基づき、3つの予定基礎率である**予定死亡率**、**予定利率**、**予定事業費率**により計算されます。

① 大数の法則

個々の事故の発生は、全く偶然ですが、多数の集団の中では一定の確率で発生していることが分かります。これを「大数の法則」といいます。

② 収支相等の原則

図表 2-1-3

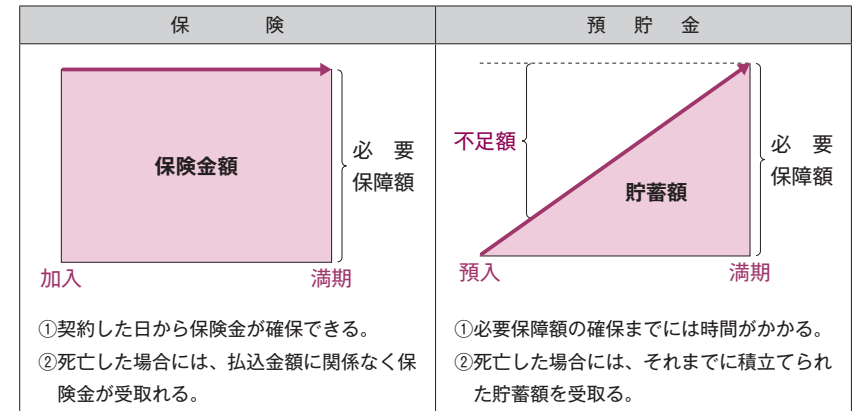
保険会社は、将来支払う保険金や事業経費の合計額が、契約者から受取る保険料とその運用収益の合計額と等しくなるように保険料を決定します。これを「収支相等の原則」といいます。

③ 予定基礎率

図表 2-1-4

予定基礎率には、予定死亡率、予定利率、予定事業費率の3つがあります。

図表 2-1-1 保険と預貯金



図表 2-1-2 保障機能と貯蓄機能

| | |
|------|---|
| 保障機能 | 万が一途中で死亡した場合、生命保険では払込金額に関係なく、契約した保険金を受取ることができる。 |
| 貯蓄機能 | 無事に満期を迎えた場合には積立額に応じた満期保険金を、長期の契約を解約した場合には解約返戻金を受取ることができる。 |

図表 2-1-3 収支相等の原則

| | | | |
|----|-------|-----------|-----------|
| 収入 | 保 険 料 | | 運 用 収 益 |
| | | | |
| 支出 | 事 業 費 | 死 亡 保 険 金 | 満 期 保 険 金 |

図表 2-1-4 予定基礎率

| | |
|--------|---|
| 予定死亡率 | 保険会社は過去の統計を基に、年齢・性別ごとの死亡率を予測し、将来の保険金支払額を算定しており、その死亡率を予定死亡率といいます。 |
| 予定利率 | 保険会社に払込まれた保険料は保険会社で運用されており、一定の収益をあらかじめ見込んで保険料が割引かれています。この割引率を予定利率といいます。 |
| 予定事業費率 | 保険会社は運営上の必要経費を見込んで保険料を算定しており、その見込んだ事業費の割合を予定事業費率といいます。 |

④ 保険料の構成

図表 2-1-5

保険料は、主として保険金等を支払うための財源となる**純保険料(死亡保険料、生存保険料)**と、保険会社が保険契約を維持・管理していくための必要経費に充当される**付加保険料**から構成されています。

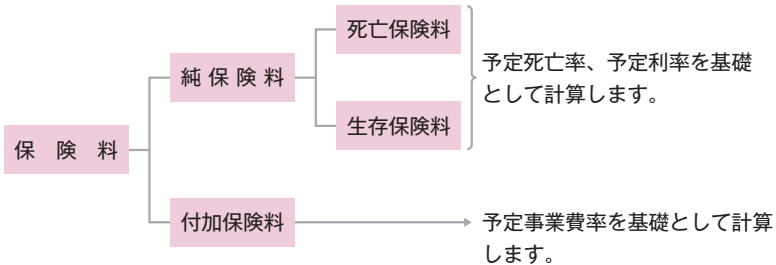
図表 2-1-5 保険料の構成

| | |
|-------|-----------------------|
| 死亡保険料 | 死亡保険金の支払原資となる保険料 |
| 生存保険料 | 満期保険金の支払原資となる保険料 |
| 付加保険料 | 保険会社運営上の必要経費に充当される保険料 |

(3) 剰余金の仕組み

図表 2-1-6

保険会社は、通常安全性を見込んで保険料を計算するため、毎年度末の決算時に余りが生じます。これを**剰余金**といいます。剰余金が生まれる原因は、予定死亡率と実際の死亡率の差によって生じる**死差益**、予定利率と実際の運用利率の差によって生じる**利差益**、予定事業費率と実際の事業費率の差によって生じる**費差益**であり、剰余金の3利源といわれています。

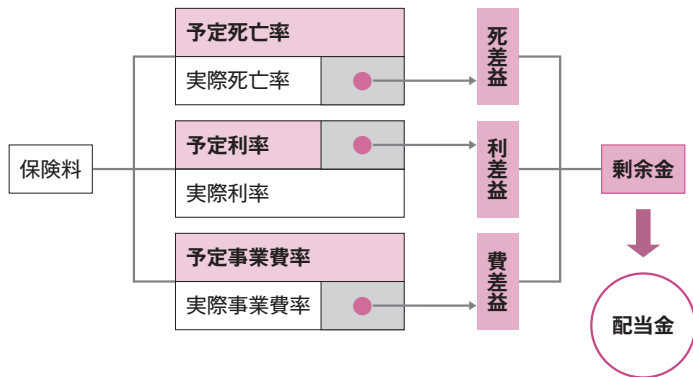


(4) 配当金

図表 2-1-7

保険会社は、決算で確定した剰余金を配当金として契約者に分配します。配当金は、毎年度末の決算日に契約してから1年を超えている契約に対して割り当てられ、原則として、その後に到来する契約応当日に支払われます。つまり、実際には契約後3年目から支払われることになります。

図表 2-1-6 剰余金の構成



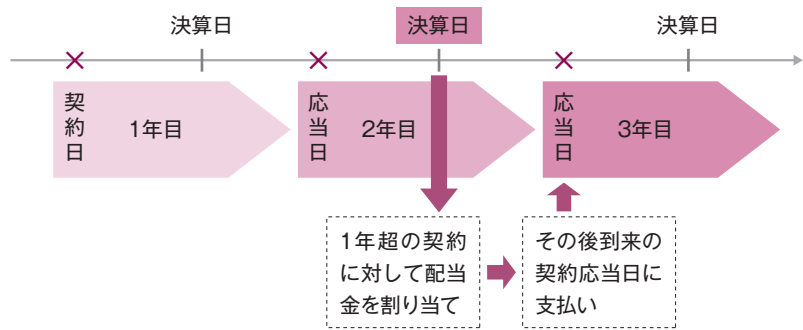
契約者に分配された配当金は、契約者が支払った営業保険料が返還されたものであるため、生命保険料控除などの計算上は、保険料の**控除項目**となります。



なお、剰余金を配当金として分配することを前提にするかどうかで、生命保険の商品は、**有配当**保険、**準有配当**保険(5年利差配当付保険など)、**無配当**保険に分類できます。

有配当保険は剰余金を配当金として分配することを前提としているため、**無配当**保険よりも保険料が高めに設定されています。

図表 2-1-7 配当金



剰余金の分配方法

相互会社の場合、会社の定款(会社の目的などを定めたもの)に剰余金の分配方法について記載することになっています。また保険業法では、剰余金の20%以上は配当を行うための準備金として積立てておくことが義務づけられています。

2 生命保険の契約



重要

(1) 生命保険の基本用語

図表 2-2-1

| | |
|--------|--|
| 契約者 | 保険契約上の権利と保険料の支払義務を負う人 |
| 被保険者 | 生命保険の対象となっている人のことをいい、その人の死亡や疾病などに対して保険金や給付金が支払われます。 |
| 保険金受取人 | 保険金を受取る人をいい、契約者が指定します。 |
| 保険金 | ①死亡保険金：被保険者が死亡した場合に払われるお金 ②満期保険金：満期を迎えた場合に払われるお金 ③解約返戻金：保険契約を解約した場合に契約者に払い戻されるお金 |
| 保険料 | 保障の対価として契約者が保険会社に払い込むお金 |

(2) 申込と告知

契約を申し込む際、契約者または被保険者は、保険会社が危険度を判断する要素である重要事項のうち保険会社が求める事項について、ありのままを告げなければなりません。これを**告知義務**といい、約款で定められています。

告知内容は、保険会社が指定する**告知書**などで示された既往歴や現在の健康状態、身体の障害状態、職業などであり、告知は契約者または被保険者が自らその**告知書**に記入するか、または、保険会社が指定する**医師**に口頭で行い署名することにより成立します。

(3) 契約の承諾と責任開始期(日)



図表 2-2-2

加入の申し込みを保険会社が認めることを**承諾**といいます。**申し込み**、**告知(診査)**、**第1回目の保険料の払い込み**が行われると、原則として保険会社は契約上の責任を負います。これを**責任開始期(日)**といいます。

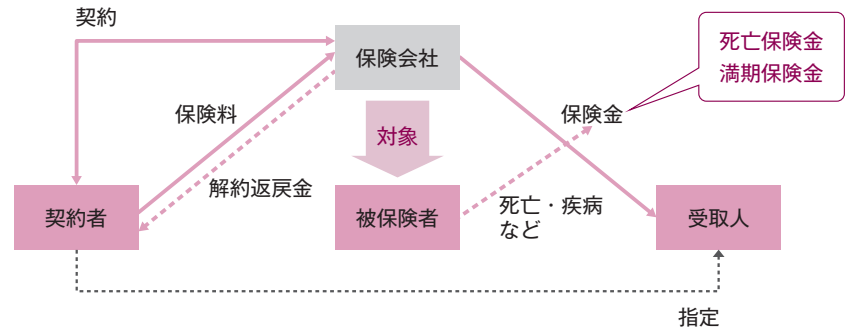
(4) 告知義務違反

告知義務者(契約者または被保険者)が、故意または重大な過失によって重要な事実を告知しなかったり、事実と違うことを告げていた場合には、**告知義務に違反**したことになります。保険会社は、告知義務違反を契約確認などによって知った場合、その契約を**解除**することができます。

保険契約を解除した場合、解約返戻金があれば払い戻すこととなりますが、既払込保険料は返還されません。
なお、保険会社が解除の原因を知った時から**1ヵ月**間行使しないと、契約解除権は消滅します。



図表 2-2-1 生命保険の基本用語



図表 2-2-2 契約の承諾と責任開始期(日)

(例1)



(例2)



保険業法における禁止行為

保険契約または募集に関して、保険募集人などは保険契約者または被保険者に対して次のような行為を行ってはいけないこととされています。

- ・重要な事項について**虚偽の告知**をするように勧めること
- ・重要な事実を**告げるのを妨げ**、または**告げないことを勧める**こと
- ・**不利益となるべき事実**を告げずに、すでに成立している保険契約を消滅させて、新たな保険契約の申し込みをさせること
- ・保険料の割引、割戻しその他特別の**利益の提供**を約束すること
- ・他の保険契約との比較において**誤解させるおそれのある**比較表示や説明を行うこと
- ・顧客が支払うべき保険料を**立替払い**すること など

3 保険料の払い込み



(1) 生命保険料の支払方法

生命保険料の支払方法には、月払い、半年払い、年払い、一時払いがあります。

保険料を何回分かまとめて支払う方法を**前納**といいます。
前納をすると一般に保険料の割引が適用されます。



(2) 保険料の払込猶予期間

図表 2-3-1

契約者は保険料を払込期月までに払い込まなければなりません。

しかし、保険会社が保険料の払い込みを一定期間(月払いの場合は**翌月末日**まで、半年払い・年払いの場合は**翌々月の月単位の契約応当日**まで)待ってくれることになっており、その一定期間を**払込猶予期間**といいます。

(3) 契約の失効と復活

暗記 図表 2-3-2

払込猶予期間を過ぎても保険料の払い込みがない場合は、自動振替貸付が適用されない限り、契約は効力を失います。これを**失効**といいます。

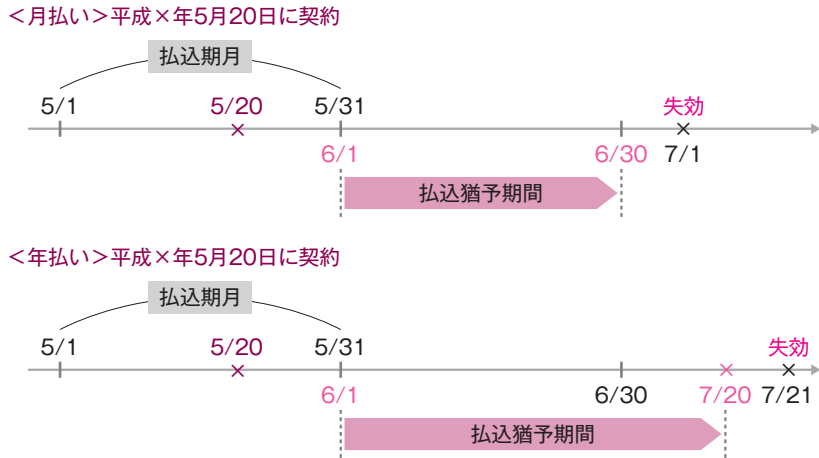
いったん失効した契約でも、失効してから原則として**3年以内**で、被保険者の健康状態に**異常がない**ことを前提に、保険会社の承諾を得て、それまでに滞っている**保険料**(利息が発生する場合はその利息を含む)をまとめて払い込み、契約を元の状態に戻すことができます。これを**復活**といいます。

なお、契約者が**解約**した保険契約は復活ができません。

復活により契約を継続した場合、保険料は**失効前**と変わりません。



図表 2-3-1 保険料の払込猶予期間



図表 2-3-2 契約の失効と復活



4 契約の継続



重要

図表 2-4-1

何らかの事情で保険料の払込みが困難になった場合に、契約を有効に続けるための方法として次の方法があります。

(1) 自動振替貸付制度

自動振替貸付制度とは、その契約の解約返戻金が、払い込むべき保険料とその利息の合計額より多い時に、保険会社が**自動的に保険料を立て替えて**契約を有効に継続させる制度です。

なお、立て替えられた保険料には所定の**利息**がかかることになります。

(2) 保障額の減額

保険料の負担を軽くしたい場合は、保障額の**減額**という制度があります。それまで加入してきた保険金額を減額することで、それ以後の保険料の負担を軽くできます。

(3) 払済保険

はらいずみほけん



図表 2-4-2

払済保険とは、保険料の払い込みを中止して、その時点での解約返戻金を基に、元の契約の**保険期間**を変えずに、一時払いの養老保険(または、元の契約と同じ種類の保険)に切り換えたものをいいます。保険期間を変えずに保険料の支払いを中止するわけですから、一般に**保障額**は以前の契約よりも**小さく**なります。

(4) 延長(定期)保険



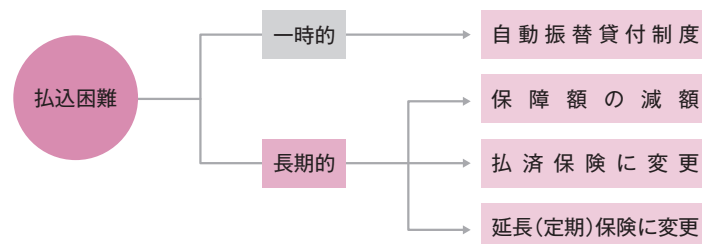
図表 2-4-3

延長(定期)保険とは、保険料の払い込みを中止して、その時点での解約返戻金を基に、元の契約の**保障額**を変えずに、一時払いの定期保険に切り換えたものをいいます。保障額を変えずに保険料の支払いを中止するわけですから、一般に**保険期間**は以前の契約よりも**短く**なります。

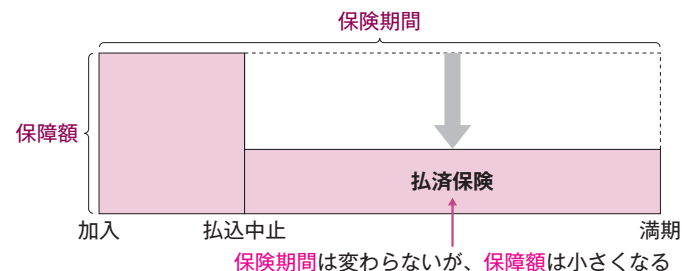
特約の付いた契約を払済保険または延長(定期)保険に変更した場合、特約部分は**消滅**します。



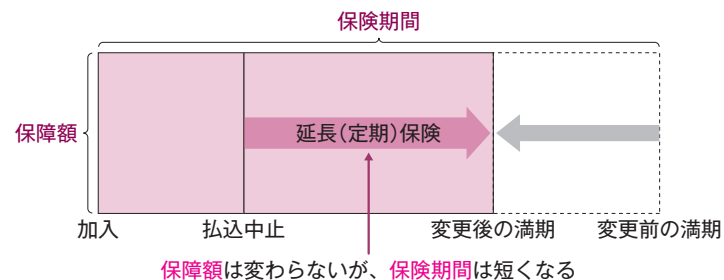
図表 2-4-1 契約の継続



図表 2-4-2 払済保険



図表 2-4-3 延長(定期)保険



5 契約転換制度



図表 2-5-1

契約転換制度とは、現在加入している生命保険の蓄積部分や配当金を新しい保険の一部に充当し、新規に加入する保険の保険料の負担を軽減する制度で、**保険の下取り**といわれるものです。

具体的には、既契約の責任準備金や積立配当金などを新たな契約の責任準備金に充当することにより、転換後の保険料負担が軽減されます。転換を利用すると、新規に契約するよりは有利な条件で加入することができますが、**転換時**の年齢、**保険料率**で計算されるため注意が必要です。

新規に加入する保険には**告知義務**があります。



6 契約者貸付

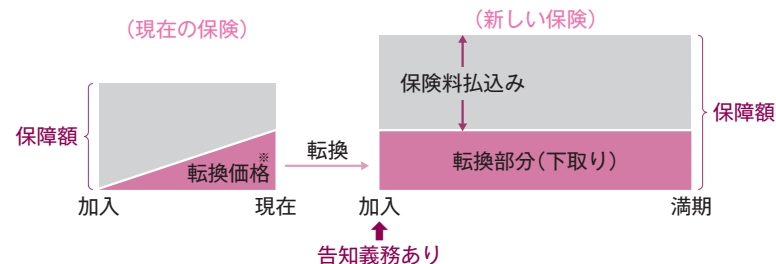


保険契約を基に保険会社からお金を借りる制度を契約者貸付といいます。

また、借りられる額は、その時点での**解約返戻金**の90%以内など、一定範囲内とされています。

なお、貸付金には所定の利息が付き、仮に未返済のまま満期を迎えたり、被保険者が死亡した場合には満期保険金や死亡保険金から、また、解約した場合には解約返戻金から貸付金の元金と利息が差し引かれます。

図表 2-5-1 契約転換制度



※ 転換価格とは、転換前契約の転換時における責任準備金、積立配当金などの合計額のうち、転換後の保険契約へ充当できる金額のことをいいます。



契約転換制度の種類

契約転換制度には、転換価格を新しい契約のどの部分に充当するかによって、いくつかの種類があります。

- ・基本転換……転換価格のすべてを転換後の保険の主契約部分(終身保険や養老保険部分)に充当する方式
- ・定特転換……転換価格のすべてを転換後の保険の定期保険特約部分に充当する方式
- ・比例転換……転換価格を一定の割合をもって転換後の保険の主契約と定期保険特約部分に配分して充当する方式

また、転換後の予定利率は新契約時点の予定利率が適用されるため、予定利率の高かった時代(一般的には平成8年以前)の契約を転換する際には注意が必要です。